

## 首都圏青年ユニオンを支える会 記念シンポジウム

主催：首都圏青年ユニオン、首都圏青年ユニオンを支える会、首都圏青年ユニオン顧問弁護士団

# アルバイトで残業代が支払われない制度って？ ～これ以上、損させるな！～

労働基準法には、一日8時間労働、一週間40時間労働を超えた場合には、割増賃金が支払われるのが原則です。ところが、「変形労働時間制」を導入すれば、事実上、時間外労働の割増賃金を少なく支払うことができます。「変形労働時間制」を導入している企業は増加し、いまや、全労働者の半数が「変形労働時間制」の下で働かされています。低賃金で働いているパート・アルバイトにも導入可能で、しかも、適法な運用がなされているかどうかもチェックされていない……。問題だらけの「変形労働時間制」を告発する全国初のシンポジウムです。

◆日時：2010年11月14日（日）

開場：午後1時10分、開演：午後1時30分

◆パネリスト

須藤 武史 (洋麺屋五右衛門裁判原告)  
西田 穰 (洋麺屋五右衛門事件代理人弁護士)  
森崎 巖 (全労働省労働組合委員長)

◆コーディネーター：河添 誠(首都圏青年ユニオン書記長)

◆場所：東京労働会館 7階 ラパスホール  
(東京都豊島区南大塚2丁目33番10号)

アクセス：

山手線大塚駅南口徒歩10分

地下鉄丸ノ内線新大塚駅徒歩10分

◆参加費：資料代300円

※首都圏青年ユニオン組合員、支える会  
会員、顧問弁護士団無料

<連絡先>首都圏青年ユニオン事務所

TEL:03-5395-5359・e-mail:union@seinen-u.org

